

介護情報基盤について

令和 7 年 10 月 8 日

厚生労働省 老健局 老人保健課

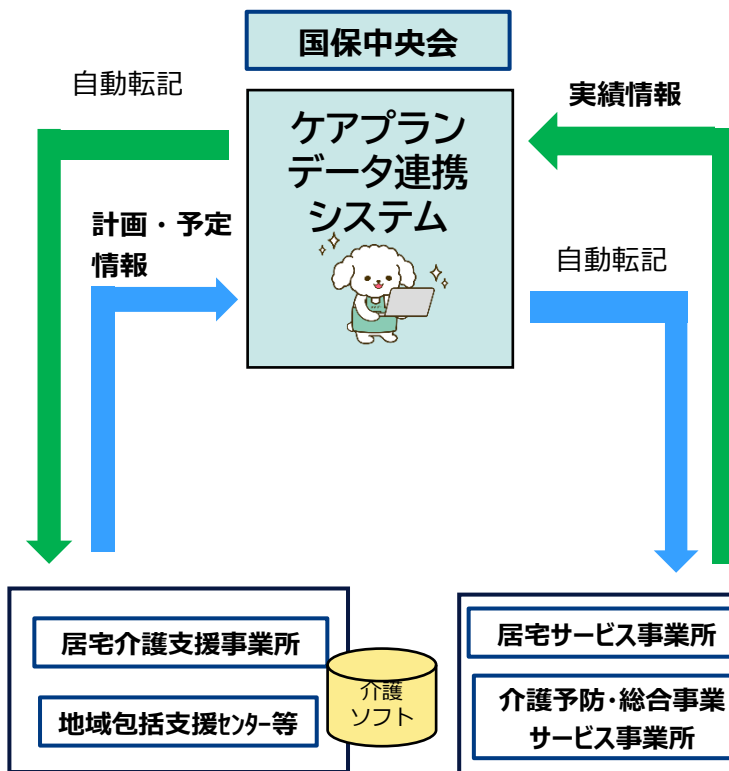
野口 千彰

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

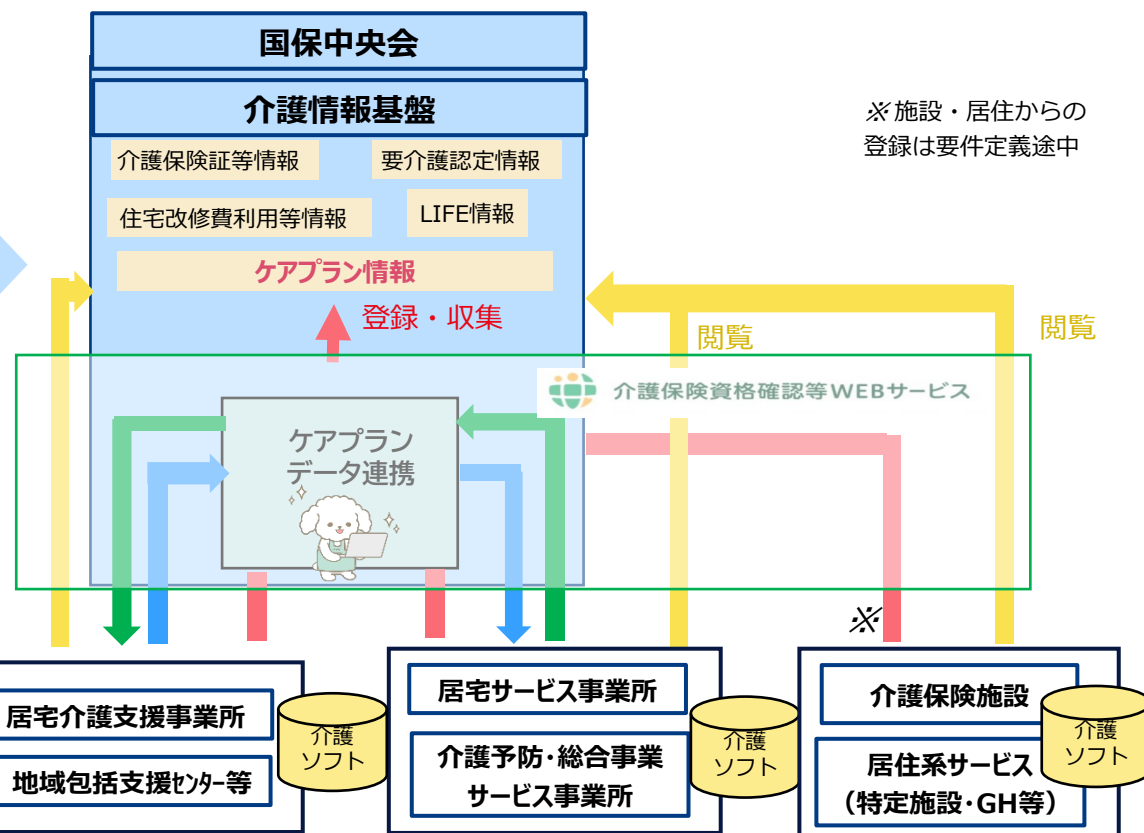
介護情報基盤とケアプランデータ連携機能の統合（イメージ）

- 介護情報基盤とケアプランデータ連携機能について、統合して一体的に運用することで、①事業者における利便性が向上すること、②ランニングコストの軽減が見込まれること、③事業者等に向けた普及促進が図られることから、介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合することとしてはどうか。

既存のケアプランデータ連携システム



介護情報基盤とケアプランデータ連携機能を統合する場合



本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
4. 介護DXの先行実証
5. 介護情報基盤ポータルサイト
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
7. 今後のスケジュール

1. 介護情報基盤整備の背景

2. 介護情報基盤の目的と構成

3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点

4. 介護DXの先行実証

5. 介護情報基盤ポータルサイト

6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援

7. 今後のスケジュール

介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋） （令和4年12月20日 社会保障審議会介護保険部会）

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

令和6年7月8日

資料
1

（介護情報利活用の推進）

- 現在、利用者に関する顕名の介護情報等（介護レセプト情報、要介護認定情報、L I F E（科学的介護情報システム）情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっていない。厚生労働省データヘルス改革工程表に基づき、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームを創設することが求められていることを踏まえて、具体的な介護情報基盤整備の在り方を検討することが必要である。そのため、現在、介護情報利活用に関するWGにおいて、必要な情報の選定・標準化や、情報を閲覧・共有するための仕組みの整備について議論されているところである。
- 自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備することにより、以下の効果が期待でき、これにより、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進にも繋がる。
 - ・ 自治体が、被保険者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用する。
 - ・ 利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、利用者自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ・ 介護事業者・医療機関が、本人の同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に対して提供する介護・医療サービスの質を向上させる。
 - ・ 紙でのやりとりが減り、事務負担が軽減する。
- これらを踏まえ、個人情報保護や情報セキュリティに十分留意しつつ、また、全国医療情報プラットフォームの実現に資するよう、介護情報を集約し、医療情報とも一体的に運用する情報基盤を国が全国一元的に整備することが必要である。
この介護情報基盤を用いて介護情報等の収集・提供等を行う事業は、保険料と公費の財源により実施する地域支援事業として位置付ける方向で、より効率的・効果的な運用となるよう、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら、検討することが適当である。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】 介護情報基盤の整備

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

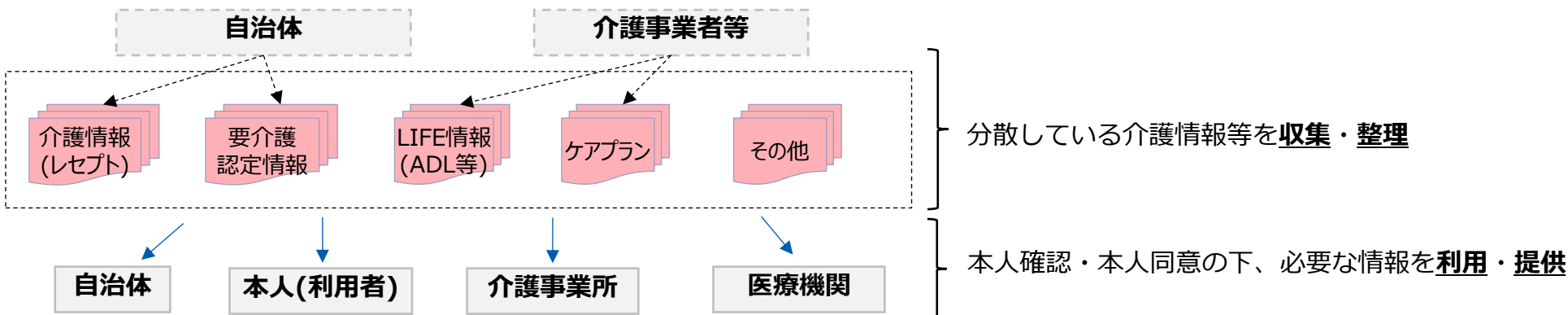
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今後、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



医療DXの推進に関する工程表 (令和5年6月2日 医療DX推進本部決定)

Ⅲ 具体的な施策及び到達点

(2) 全国医療情報プラットフォームの構築

オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

(中略)

介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

(中略)

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

…介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

本日の内容

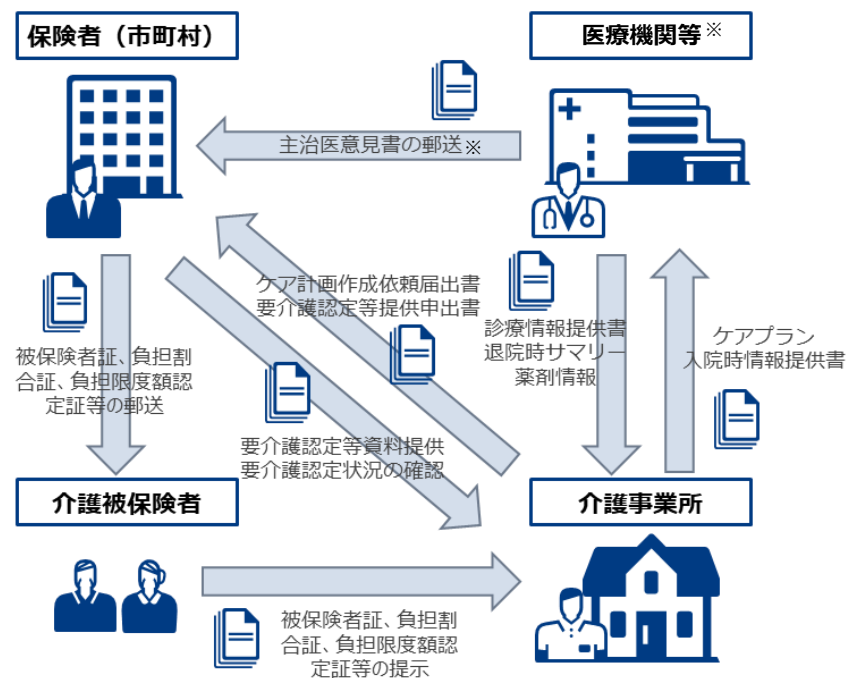
1. 介護情報基盤整備の背景
- 2. 介護情報基盤の目的と構成**
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
4. 介護DXの先行実証
5. 介護情報基盤ポータルサイト
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
7. 今後のスケジュール

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

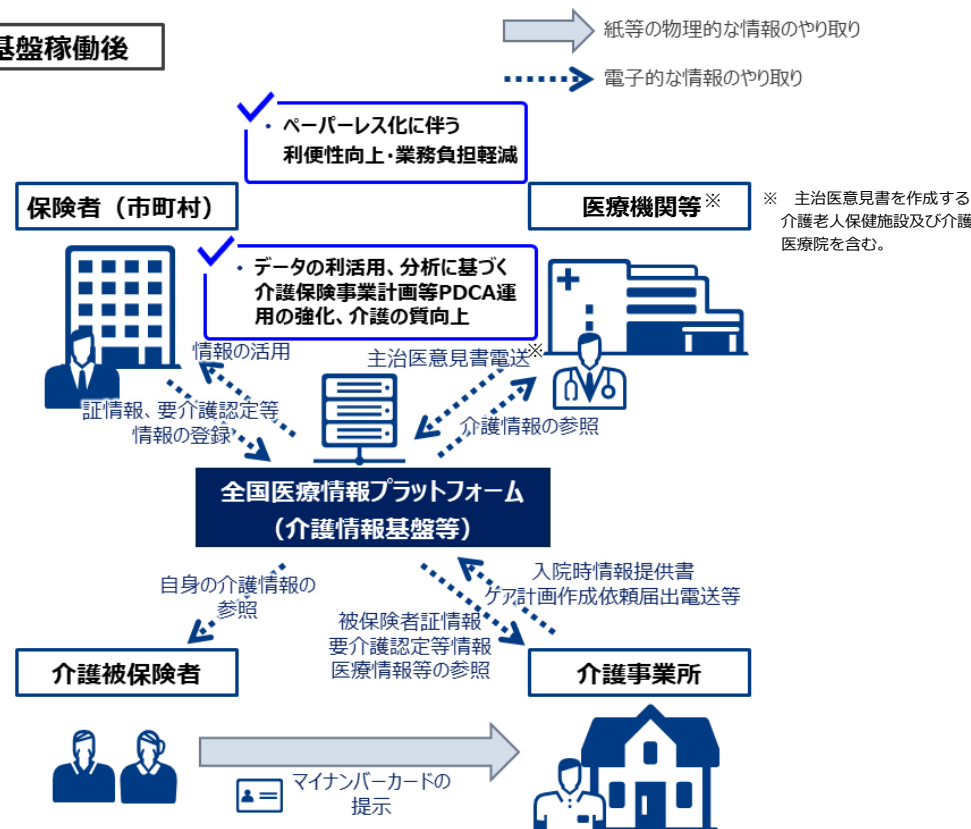
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

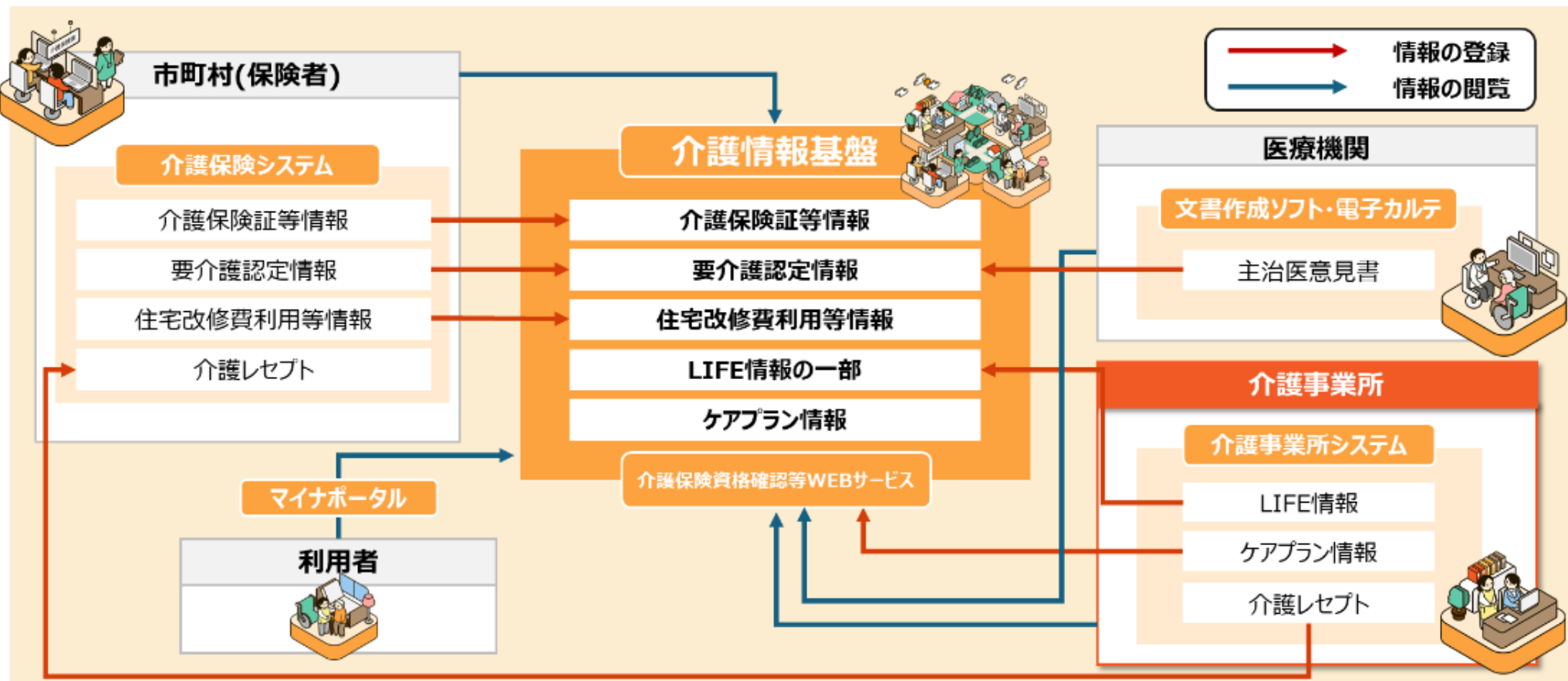
基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

システム構成の全体像

- 介護情報基盤を活用した利用者、保険者（市町村）、介護事業所、医療機関間の情報の流れは以下のとおり。



介護情報基盤の概要（公益社団法人国民健康保険中央会 2025年8月版）より抜粋

本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
- 3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点**
4. 介護DXの先行実証
5. 介護情報基盤ポータルサイト
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
7. 今後のスケジュール

自治体及び事業所ヒアリングの結果： 現在の業務フローと介護情報基盤への期待

① 要介護認定情報の電子化・共有について

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

令和6年7月8日

資料
1



居宅介護支援では自治体窓口に移動するという業務すべてに手間がかかっており、要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が電子化・共有されることにより業務効率化が期待できる

要介護認定結果がいつ来るか分からず自治体に問い合わせることがあり、要介護認定申請の進捗状況や結果が、確認したいときに画面上で参照できると助かる

窓口が空いている時間内に庁舎を訪問する必要があり、日程調整が困難で、書類が本来必要なタイミング（入所時面談時 等）に書類を受領することが難しい

郵送でのやりとりでは、時間がかかり30日以内の認定を達成できない場合が多い。特に、主治医意見書の回収に時間を要している。発送状況の管理も大変。

認定書類の開示請求について、職員にとっては多数の業務があるなかで、それなりの時間を取られている。

認定事務の間に介在する認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知など、様々な書類の郵送に、往復5日かかることもある。

郵送の到着日によっては審査会にかけられない可能性もあるため、郵送部分は短縮できるとよい。

ケアマネジャーから認定が下りたか問い合わせる電話が頻繁にかかってきており、それに対応する負担がある。

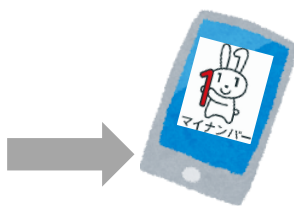


自治体

介護情報基盤でできること：要介護認定事務の電子化

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：④は介護事業所・ケアマネジャー、保険者の2者）

利用者・家族



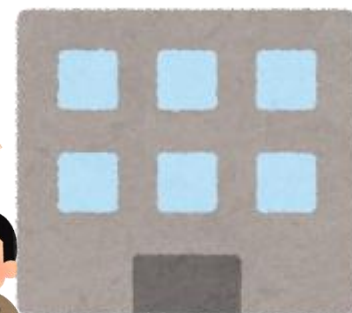
③要介護認定申請の進捗状況や結果について、マイナポータル上でいつでも参照可能となる

④要介護認定申請の進捗状況や結果について、ケアマネジャーがWEBサービス画面上でいつでも参照可能となる

①主治医意見書が医療機関から電子的に送付され、介護保険事務システムで取得可能となる

②ケアマネジャーが要介護認定情報を介護情報基盤経由で確認できるため、認定書類の開示請求事務の対応が不要となる

保険者（市町村）



介護情報基盤



介護保険資格確認等WEBサービス
(画面イメージ)



⑤認定調査票や主治医意見書、審査会書類、審査結果通知などの郵送が不要となり、認定審査にかかる時間の短縮が見込める

⑥居宅介護支援では窓口が開いている時間内に庁舎を訪問しなくても、ケアプラン作成に必要な要介護認定情報（概況調査・主治医意見書）が閲覧可能となる

⑦過去の主治医意見書が確認可能となる

⑧自治体への主治医意見書の電子的送付が可能となる



医療機関

介護事業所・ケアマネジャー

自治体及び事業所ヒアリングの結果： 現在の業務フローと介護情報基盤への期待

②介護保険被保険者証の電子化について

社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

令和6年7月8日

資料
1



ケアマネジャー、
介護事業所

居宅では紛失等により証情報の確認に手間がかかっており、電子化されることにより負担割合限度額証等、全被保険者が保持していない資格情報も確実に参照できるようになる

事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、人為的ミスの削減が期待できる

居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る確認・入力の手間が大幅に削減される

要介護度の高い利用者について、認定結果通知や介護被保険者証は事業所職員が市役所窓口で受け取ることもあるため、電子上で参照できるようになることで市役所に出向く機会が減るのはありがたい

介護保険の被保険者証は65歳になると自治体から送付しているが、認定を受けるまで利用しないため、毎回利用の段になると被保険者証を紛失している方が多く、毎度再発行の事務を行うことになる。

被保険者証とは別に、毎年夏に全ての要介護認定者分の負担割合証を印刷、郵送している。

要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際など、何度も追記が生じ、追記の度に再度印刷、郵送をしている。



自治体

介護情報基盤でできること：介護保険被保険者証の電子化

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は利用者・家族、保険者の2者）

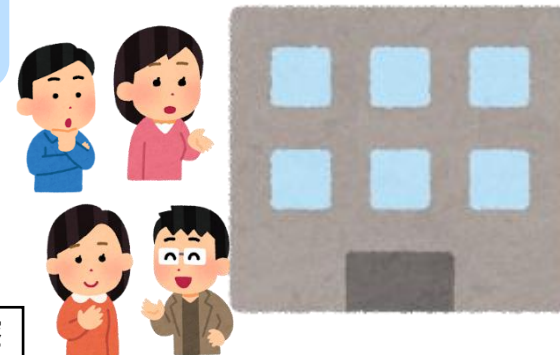
利用者・家族



①紛失等による被保険者証の再発行の手間がなくなる

②居宅・施設ともに負担割合証の毎年8月頃の更新に係る発行・確認・入力の手間が大幅に削減される

保険者（市町村）



介護情報基盤



介護保険資格確認等WEBサービス
（画面イメージ）



③事業所の介護ソフトとデータ連携できることにより、手入力の負荷削減、入力ミスによる返戻等の削減が期待できる

④要介護度の決定、居宅介護支援の届出の際などに被保険者証に何度も追記、発行する必要がなくなる

⑤要介護度の高い利用者の認定結果通知や被保険者証について事業所職員が窓口で代行して受領する必要がなくなる

⑥紛失等による被保険者証の確認の手間がなくなる
※被保険者証のみならず限度額認定証等も同様

介護事業所・ケアマネジャー



医療機関



事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

③ 福祉用具、住宅改修の利用履歴・上限額の確認について

社会保障審議会 介護保険部会（第113回）	資料 1
令和6年7月8日	



ケアマネジャー

地域包括支援センター

特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴を自治体やケアマネに問い合わせる必要があり、利用履歴を参照できると業務負担の軽減になる

事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

④ 医療機関・介護事業所との情報共有について



ケアマネジャー

介護事業所

訪問看護事業所

医療機関

入退院の情報を電子的に共有することについては利便性が高い。特にケアマネジャーが入院中の治療状況や入院前後のADL（入院によってどう変わったか）がわかると、ケアプランの作成に役立つ。

事業所ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

⑤ 事業所間連携について



ケアプランデータ連携システムを使う事業所が増えるなど、利用者の普及による業務効率化を期待する

居宅利用者が施設に移る際、施設サービス計画作成時に過去のケアプランを参照できるとよい

ケアマネジャー

地域包括支援センター

令和6年3月「介護情報の電子的な共有の仕組み及び介護被保険者証の電子化の実現に向けた調査研究（令和5年度）」報告書より抜粋・一部改変

有識者ヒアリングの結果：現在の業務フローと介護情報基盤への期待

⑥ 2次利用について



効率的・効果的なサービス提供の分析のため、現在介護DBに入っていない情報について、介護情報基盤の1次利用の用途から徐々に増やしていくことが必要

次世代医療基盤法の改正等も踏まえ、今後さらに他のデータとの連結が可能となっていくことを期待する

有識者

介護情報基盤でできること： LIFE情報・ケアプラン・履歴/上限額の電子化

社会保障審議会
介護保険部会（第114回）

資料
1

令和6年9月19日

効果を記載した枠の背景色は当該効果が期待される主体の色。（例：①は4者すべて）

利用者・家族

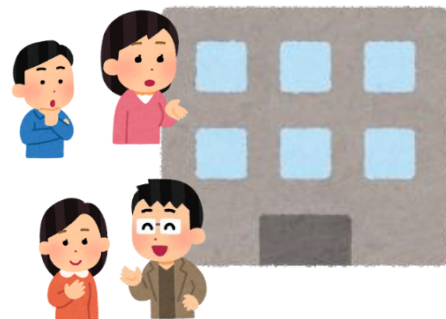


①ケアプランが電子化されることで、
利用者の介護保険サービス利用状況
を各自で閲覧可能となる

②事業所間や多職種間の連携が強化され
介護サービスの質の向上が期待できる

③自身の介護情報を確認でき、
主体的な介護サービスの選択
等につながる

保険者（市町村）



介護保険資格確認等WEBサービス

（画面イメージ）

介護情報基盤



④過去のLIFE、ケアプラン、健診結
果等の情報を活用し、利用者の生
活に関する情報や必要な医学的管
理について把握可能となる

⑤特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴につ
いて、自治体に問い合わせる必要がなくなる

⑥LIFEの情報、過去のケアプラン等の情報を
活用し、予後の可能性を利用者と共有しな
がらケアプランを立てられる

介護事業所・ケアマネジャー



医療機関

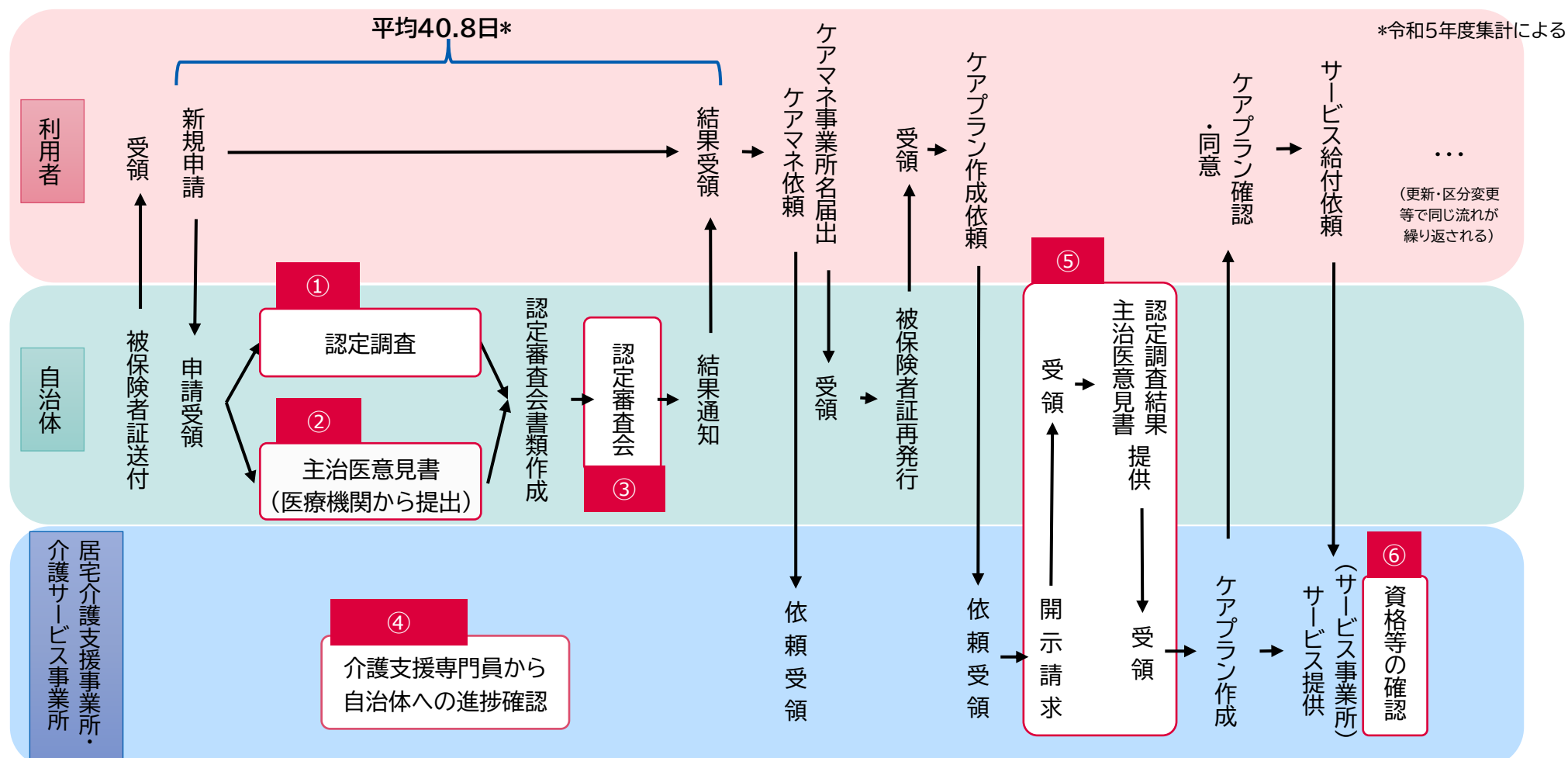


本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
- 4. 介護DXの先行実証**
5. 介護情報基盤ポータルサイト
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
7. 今後のスケジュール

介護DXの先行実証

- 要介護認定事務の電子化（大分市：②⑤、別府市：②）や、介護事業所における電子による資格等の確認（大分市、都城市：⑥）について先行実証を実施。大分市、別府市では現在実施中、都城市では令和7年9月末まで実施。
 - 先行実証で明らかになった課題を踏まえながら、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始（※）に向けて検討を進める。
- ※ 介護情報基盤の整備等により、①～⑥が電子化される。



介護DXの先行実証

要介護認定事務及び資格等確認の電子化における先行実証の概要

- 介護情報基盤の整備等により電子化される要介護認定事務及び資格等確認の全体イメージは以下のとおり。市町村・居宅介護支援事業所の大幅な事務負担軽減や、要介護認定に要する期間の短縮、サービス提供時の利便性の向上が期待される。（以下赤枠部分を先行実証で実施。）

	事務手続	現状・課題及び電子化の概要	先行実証実施の有無
①	認定調査	認定調査の情報が電子的に共有できないため、審査会書類の準備や開示請求事務対応に時間を要している。 ⇒認定調査の内容について、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる。	－
②	主治医意見書の提出	医療機関の主治医は、市町村に対し、主治医意見書を郵送する場合、 <u>3～4日</u> を要している。 ⇒医療機関から市町村に対し、介護情報基盤経由での電子的提出が可能となる。	○：大分市 別府市
③	認定審査会の開催	市町村の介護保険担当部署は、認定審査会の委員（5名程度）に対し、審査会書類を郵送する場合は、 <u>大量の資料の印刷等にかかる負担が発生するとともに、郵送に3～4日</u> を要している。 ⇒認定審査会資料について、審査会委員に対し、介護情報基盤経由での電子的共有が可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて検討中。	－
④	認定事務の進捗確認	ケアマネジャーは、担当する利用者の認定事務の進捗を電話等で市町村の介護保険担当部署に確認している。自治体によっては、月で数百件の電話対応が発生し、電話対応だけ委託しているケースもある。 ⇒認定事務の進捗状況や結果について、介護情報基盤経由で随時確認可能となる（※）。 ※先行実証時には実装しないが、令和8年度以降の介護情報基盤の運用開始に向けて準備中。	－
⑤	認定情報の開示請求	ケアマネジャーは、ケアプラン作成に当たり、認定情報を参考とするため、市町村へ開示請求の上、市町村からの郵送又は市町村窓口での受け取りにより入手している。 <u>郵送する場合は、3～4日</u> を要している。 <u>市町村窓口では、数時間待たされることもある。</u> ⇒ケアプラン作成に当たり必要な情報について、介護情報基盤経由で随時確認可能となり、開示請求事務対応が不要となる。	○：大分市 （別府市は独自の取組で実施済み）
⑥	資格等の確認	介護保険法令上、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に被保険者証や負担割合証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。 ⇒サービス利用時における複数の証の提示が簡素化される。	○：大分市 都城市

介護DXの先行実証 宮崎県都城市における先行実証(前頁⑥資格等の確認)

- 必要な利用者情報が分かりやすく表示される一方で、機器の初期設定やマイナンバーカードの読み取りに課題
- 介護資格確認等WEBサービスの模擬画面や全国展開時の搭載機能に対しては、業務負担軽減につながるとの意見多数
- 令和8年4月に向け、マイナンバーカードの読取やスマホ・タブレット端末での利用等の改善、初期セットアップの支援を実施

実施概要

- ・ 実施期間：令和7年7月～9月末 ※令和6年度にも実施
- ・ 実施場所：宮崎県都城市に所在する介護事業所（3法人13事業所）
- ・ 実施内容：介護事業所が介護サービス提供時に、介護サービス利用者のマイナンバーカードを読み取り、利用者の被保険者証等の情報を、専用のパソコンやモバイル端末から閲覧する。

実証事業で判明した点

- ・ 必要な利用者情報が分かりやすく表示される。
- ・ 使用方法をパソコンだけでなく、モバイル(スマホ)端末を導入したことにより、マイナンバーカード読取件数が増加した。
- ・ 機器の初期設定が難しい、マイナンバーカードのモバイル(スマホ)端末による読み取りエラーが多い。

介護資格確認等WEBサービス画面への意見

- ・ 画面が直感的に分かりやすい。
- ・ 認定審査会の進捗状況が分かることで、自治体への電話の問い合わせ業務の削減につながる。
- ・ その他、閲覧可能情報や搭載機能に対して、業務負担軽減につながると全体的に好印象であった。



令和8年4月の介護保険資格確認等WEBサービスの稼働に向けた改善や初期セットアップの支援を実施予定

本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
4. 介護DXの先行実証
- 5. 介護情報基盤ポータルサイト**
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
7. 今後のスケジュール

介護情報基盤ポータルサイト

- 介護情報基盤を活用した介護保険業務の普及・周知のため、「介護情報基盤ポータル」を開設しました。
- 10月頃から、本サイトにて、問合せへの対応や、介護事業所・医療機関向けの助成金申請の受付、市町村における介護情報基盤への対応予定の公表等を開始予定です。



介護情報 基盤 ポータル

やさしいデジタル、
介護を支える、
ひとつにつなげる。

最新情報の確認や申請、
問い合わせはこのサイトで！

介護情報基盤とは

介護に関する情報を集約。介護に関わる方々^{※1}を繋ぐための仕組みです。
利用者・市町村・介護事業所・医療機関の連携が深くなります。
複数のガイドラインに従って構築されているシステムとなるため、情報セキュリティが担保されています。

↑ 情報の登録 ↓ 情報の活用

介護情報基盤

要介護認定情報	介護保険証等情報	主治医意見書
住宅改修費利用等情報	ケアプラン情報	LIFE情報の一部 ^{※2}

介護保険資格認定等WEBサービス^{※3}

マイナポータル

介護事業所 詳しくはこちら ↓
市町村 詳しくはこちら ↓
医療機関 詳しくはこちら ↓
利用者 詳しくはこちら ↓

① 事務作業の効率化
紙での手間や負担のかかる作業が減り、より素早く簡単に仕事をします。

② 情報を一元管理
介護保険資格、認定情報、主治医意見書・ケアプランなどの情報をひとつの場に集約し、サービス間で共有。

③ 手続きをリアルタイムで
介護に関する申請・提出・受領・確認などの作業も、郵送や電話を介さずオンラインで完了。

※1 みなし3号については、対象外です。 ※2 LIFE：利用者の健康やケア内容に関するデータ ※3 介護保険資格認定等WEBサービスとは



市町村(保険者)のみなさまが実現できること

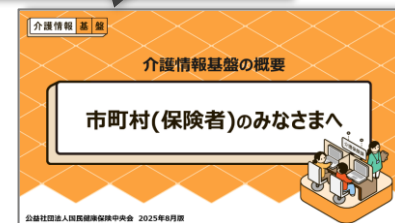
業務の軽減
交付や要介護認定申請などの際、郵送や発行や印刷などの業務が不要となります。窓口における書類業務を減らすことができます。

サポートの最適化
介護事業所や医療機関が自ら、必要な情報を確認できるようになります。現場主体の自主型対応が進むことで、問い合わせ対応が軽減されます。

施策への活用
ケアプランやLIFE情報の一部などの情報共有により、地域全体の傾向や状況を深く知ることができ、その情報をふまえた施策立案がしやすくなります。

PDF より詳しい資料へ

市町村(保険者)・介護事業所・医療機関、
それぞれに対応した概要資料もご用意



介護情報 基盤

介護情報基盤の概要

市町村(保険者)のみなさまへ

公設社団法人国民健康保険中央会 2025年6月版

介護情報基盤ポータルサイト：<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>



本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
4. 介護DXの先行実証
5. 介護情報基盤ポータルサイト
- 6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援**
7. 今後のスケジュール

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

保険者介護保険事務システム

介護情報基盤

介護事業所等

【1. 介護情報基盤への情報格納】

介護保険被保険者証情報（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

データ連携

介護保険被保険者証情報
（限度額認定証、負担割合証を含む）
要介護認定情報（主治医意見書、認定事務の進捗状況に関する情報を含む）
住宅改修費利用等の情報

ケアプラン
情報
LIFE情報

データ連携

ケアプラン
データ連携システム

LIFE
科学的介護情報システム

ケアプラン情報

LIFE情報

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

※本人同意の取得方法等については検討中。

情報登録

WEBサービス

＜利用者との契約時等＞

本人確認、担当事業所登録

情報照会

WEBサービス

＜被保険者の確認、ケアプラン作成時等＞

情報閲覧

※閲覧の都度の本人確認は不要。

情報取得

WEBサービス

（居宅介護支援事業所）

居宅サービス利用届出

（医療機関）

主治医意見書

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

介護保険資格確認等WEBサービス

送付

文書作成ソフト・電子カルテ→オン資NW

介護保険資格確認等WEBサービス

介護情報基盤の活用の流れ（イメージ）

市 … 市町村 事 医 … 介護事業所、医療機関

【1. 介護情報基盤への情報格納】

- 市 介護情報基盤と連携するために必要な介護保険事務システムの改修が完了次第、市町村の介護保険事務システムに格納されている介護保険被保険者証情報や要介護認定情報、住宅改修費利用等情報等を介護情報基盤に格納。
- 事 ケアプラン情報やLIFE情報をそれぞれのシステム経由で介護情報基盤に格納。

【2. 介護情報基盤からの情報取得・閲覧】

- 事 利用者との契約締結時等に本人確認を行うことにより、（本人確認を行った）利用者の担当事業所（当該利用者の情報を閲覧できる事業所）である旨を、介護保険資格確認等WEBサービス等経由で介護情報基盤に登録。
 - ※ 介護情報基盤経由での情報閲覧先をその利用者に関わる事業所に限定するために、情報を閲覧しようとする事業所において本人確認を行い、担当事業所である旨を介護情報基盤に登録する必要がある（本人確認を行った事業所でのみ閲覧が可能となる）。
 - ※ 本人確認の手法・本人同意の取得方法等については検討中。
- 事 本人確認を実施した利用者の介護情報基盤に格納された情報を、介護保険資格確認等WEBサービスで閲覧。
 - ※ 介護保険資格確認等WEBサービス経由で介護情報基盤に情報照会し、情報を取得。一度本人確認を実施していれば、閲覧する都度の本人確認は不要。
- 市 介護情報基盤に格納されたケアプラン情報、LIFE情報を閲覧。（閲覧方法は検討中。）

【3. 介護情報基盤経由での市町村への情報送付】

- 事 各居宅介護支援事業所が、（利用者の同意を得た上で）居宅サービス計画作成依頼届出（※）を、介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。
 - ※ 居宅サービス計画の作成を依頼する旨を依頼先の事業所の名称、住所等とともに市町村へ届け出るもの。
- 医 主治医意見書を、現に使用している文書作成ソフト・電子カルテ⇒介護情報基盤経由 or 介護保険資格確認等WEBサービス⇒介護情報基盤経由で提出（市町村の介護保険事務システムで受領）。

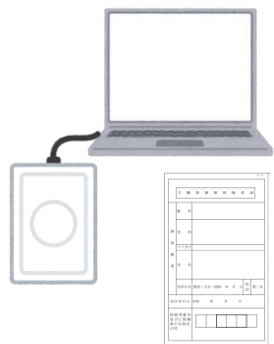
介護事業所や医療機関における介護情報基盤の活用イメージについては、以下のとおり。

●介護事業所

＜居宅介護支援事業所・介護サービス事業所＞

契約時

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にて本人確認、
担当事業所登録を実施

情報閲覧

 介護保険資格確認等WEBサービス



各事業所にてログ
インの上、介護保
険被保険者証情報、
要介護認定情報等
を閲覧*

＜居宅介護支援事業所のみ＞

居宅サービス利用届出

 介護保険資格確認等WEBサービス



各居宅介護支援事業
所にてログインの上、
利用者の承諾の下、
居宅サービス計画作
成依頼届出を提出

* 介護ソフトを導入している介護事業所の場合、
介護ソフトから閲覧可能となる想定

●医療機関

主治医意見書の送付



現在使用している主治医意見
書作成ソフト、電子カルテ等
で主治医意見書を記載
or
介護保険資格確認等WEBサー
ビス上で主治医意見書を記載

電子的に送付

保険者である自治体の介護
保険事務システムで電子的
に受領

自治体担当者



介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

今後公開する国民健康保険中央会のポータルサイト経由での申請受付、国民健康保険中央会経由での補助を予定しています。詳細は確定次第周知します。

本日の内容

1. 介護情報基盤整備の背景
2. 介護情報基盤の目的と構成
3. 介護情報基盤を活用することによる関係者への利点
4. 介護DXの先行実証
5. 介護情報基盤ポータルサイト
6. 介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
- 7. 今後のスケジュール**

今後のスケジュール

- 令和8年4月1日 改正介護保険法の施行により、介護情報基盤が地域支援事業に位置づけられ、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応が完了した自治体から、介護情報基盤へのデータ送信が可能になる
- 令和9年1月1日 自治体の介護保険事務システムにおける、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応の適合基準日
- 令和10年4月1日 介護情報基盤の本格運用開始日

